

船橋市地域福祉活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地域福祉活動助成金交付規則（平成5年規則第39号。以下「規則」という。）に基づき、助成金の交付について必要な事項を定める。

(助成対象外事業)

第2条 特定の個人のみが利益を受ける、いわゆるサークル活動に準じる事業は助成の対象としない。

(助成対象経費)

第3条 規則第5条に規定する市長が別に定める費用は、助成対象事業の実施に直接要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場・機材等の施設利用料、又は活動場所の賃借料（専ら事務所として使用する区域は除く。）
- (2) 講師謝礼や技術指導料などの報償費（公職者及び申請団体の会員に対する報償費は除く。）
- (3) イベント案内の広報等に用いる印刷費
- (4) 事業の実施に必要な食糧費（申請団体の会員の食糧費は除く。）
- (5) 切手・はがき代等の通信運搬費（利用者等との連絡に用いる申請団体専用の電話代及びインターネット基本料についても含む。）
- (6) 活動に必要な材料・消耗品などの物品購入費
- (7) ボランティア活動保険・行事保険などの保険料
- (8) その他、特に市長が必要と認めた経費

2 災害等により事前に準備をしていた事業が中止を余儀なくされた場合において、前項各号に規定する経費のうち既に支出したもの又は中止時点において支出せざるを得ないものであって、他に流用することがその性質上不可能であるものについては、助成対象とする。この場合において、申請者は実績報告時に理由書を提出するものとする。

(助成の額)

第4条 規則第6条に規定する市長が別に定める経費は、前条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる経費とする。

2 規則第6条に規定する別に定める額は、助成対象経費の3分の2に相当する額又は次

の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる施設利用料 公民館等の公共施設の利用料金に準じた額

(2) 前条第1項第1号に掲げる賃借料(事業を実施する日数に応じて按分する。) 月額
6万円

(3) 前条第1項第2号に掲げる報償費 3万円

(4) 前条第1項第4号に掲げる食糧費 1人当たり食事代にあつては500円、茶菓代
にあつては150円

(5) 前条第1項第6号に掲げる物品購入費 1物品につき1万円

3 規則第6条の規定により算定した助成の額に1,000円未満の端数があるときは、
これを切り捨てるものとする。

(助成対象経費の算定条件)

第5条 参加費等を徴収する事業については、会場使用料、資料代及び食事代等の実費負
担分のみを徴収する場合に限り、助成対象経費の算定を行う。

2 ボランティア等の福祉サービス提供者に対し、利用料等から対価を支払う事業につい
ては、一時間当たりの福祉サービス提供者への金額が700円以下である場合に限り、
助成対象経費の算定を行う。

3 繰越金を有する助成事業者については、当該年度の団体全体の予算に対して、繰越金
額が2分の1以下である場合に限り助成対象経費の算定を行う。この場合において、予
備費及び準備金等に類する費目は、繰越金とみなす。

4 クレジットカードを利用して経費を支払う場合については、次の各号に掲げるいずれ
にも該当するものを助成対象経費の算定を行う。この場合において、助成事業者は実績
報告時に各号を満たすことを確認できる書類を添えなければならない。

(1) 助成対象事業期間内にクレジットカード決済(引落しを除く。)及び納品又は検査
が完了していること。

(2) 原則として交付決定を受けた助成事業者名義のクレジットカードを利用すること。
ただし、助成対象事業の実施のために必要であることが明らかな経費に限り、助成事
業者の社員、会員等の個人名義のクレジットカードを利用することができる。この場
合においては、助成対象事業期間内に当該名義人への精算を完了させなければならない。
い。

(加算金及び延滞金)

第6条 助成事業者は規則第13条の規定により助成金の交付決定が取り消された場合において、助成金の返還が命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。